

企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」

企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」（2006 年（平成 18 年）10 月 17 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。なお、従来和暦による表記を行っていた箇所について、西暦による表記を追記するなどの形式的な修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

改正後	改正前
企業会計基準第 11 号 関連当事者の開示に関する会計基準 <u>2006 年（平成 18 年）10 月 17 日</u> <u>改正 2026 年 10 月 16 日</u> 企業会計基準委員会	企業会計基準第 11 号 関連当事者の開示に関する会計基準 平成 18 年 10 月 17 日 企業会計基準委員会 <u>本会計基準は、平成 28 年 12 月 16 日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</u> <u>企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（平成 28 年 12 月 16 日改正）</u>
会計基準 関連当事者との取引に関する開示 10. 開示対象となる関連当事者との取引がある場合、原則として個々の関連当事者ごとに、以下の項目を開示する。 (1)～(7) (略)	会計基準 関連当事者との取引に関する開示 10. 開示対象となる関連当事者との取引がある場合、原則として個々の関連当事者ごとに、以下の項目を開示する。 (1)～(7) (略)

改正後	改正前
(8) 関連当事者に対する <u>信用減損債権</u> に係る情報（貸倒引当金繰入額、貸倒損失等）。なお、第5項(3)に掲げられている関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。	(8) 関連当事者に対する <u>貸倒懸念債権及び破産更生債権等</u> に係る情報（貸倒引当金繰入額、貸倒損失等）。なお、第5項(3)に掲げられている関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。
適用時期等 12. <u>2006年公表の本会計基準（以下「2006年会計基準」という。）</u> は、 <u>2008年（平成20年）4月1日</u> 以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。ただし、 <u>2007年（平成19年）4月1日</u> 以後開始する連結会計年度及び事業年度から <u>2006年会計基準</u> を適用することができる。	適用時期等 12. 本会計基準は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。ただし、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から <u>本会計基準</u> を適用することができる。
13. <u>2006年会計基準の適用にあたり、日本公認会計士協会 監査委員会報告第62号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」</u> については、改廃を検討することが適当である。	13. <u>本会計基準の適用にあたり、日本公認会計士協会 監査委員会報告第62号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」</u> については、改廃を検討することが適当である。
13-2. <u>2026年改正の本会計基準（以下「2026年改正会計基準」という。）の適用時期は、2026年10月改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</u>	(新 設)
13-3. <u>2026年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこと</u>	(新 設)

改正後	改正前
<u>を要しない。</u>	
議 決 14. <u>2006 年会計基準は、第 114 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u> (後 略)	議 決 14. <u>本会計基準は、第 114 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u> (後 略)
<u>14-2. 2026 年改正会計基準は、第 585 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u> <u>川 西 安 喜 (委員長)</u> <u>紙 谷 孝 雄 (副委員長)</u> <u>古 内 和 明 (副委員長)</u> <u>矢 野 貴 詳</u> <u>安 宅 広 興</u> <u>穴 田 祐 史</u> <u>熊 谷 五 郎</u> <u>栗 原 雅 男</u> <u>丹 昌 敏</u> <u>松 下 晃 平</u> <u>吉 田 剛</u>	(新 設)

改正後	改正前
米 山 正 樹	
結論の背景 経 緯 15-2. <u>2026 年改正会計基準においては、2026 年 10 月の金融商品会計基準の改正において、予想信用損失モデルを導入することに伴い、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとしたことから、所要の改正を行った。</u>	結論の背景 経 緯 （新 設）
開示対象となる関連当事者との取引の範囲 連結子会社と関連当事者との取引 取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引 32. また、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引（第 9 項(1)参照）を除き、第三者との取引と同等な条件（以下「一般的な取引条件」という。）であっても開示は省略できないこととしている。これは、一般的な取引条件に該当するかどうかの判断が難しい場合もあり、恣意的な判断が介入する余地があると考えられるためである。	開示対象となる関連当事者との取引の範囲 連結子会社と関連当事者との取引 取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引 32. また、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引（第 9 項(1)参照）を除き、第三者との取引と同等な条件（以下「一般的な取引条件」という。）であっても開示は省略できないこととして <u>している</u> 。これは、一般的な取引条件に該当するかどうかの判断が難しい場合もあり、恣意的な判断が介入する余地があると考えられるためである。
関連当事者との取引に関する開示 信用減損債権 37. <u>2006 年会計基準の開発にあたり、関連当事者との取引による</u>	関連当事者との取引に関する開示 貸倒懸念債権及び破産更生債権等 37. 関連当事者との取引による貸倒懸念債権及び破産更生債権等に

改正後	改正前
貸倒懸念債権及び破産更生債権等に関する情報は、開示することにより信用不安を発生させる可能性があるため、開示すべきではないという意見があった。しかし、投資判断情報として有用な情報であると考えられ、かつ、IAS 第 24 号では開示が求められている<u>点</u>、我が国の現行実務においても、関連当事者との取引の中で開示されているケースがみられた<u>点</u>を踏まえて、<u>2006 年会計基準では開示を求めることとした</u>。なお、開示方法については、上記の指摘も考慮して、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができることとした。	関する情報は、開示することにより信用不安を発生させる可能性があるため、開示すべきではないという意見があった。しかし、投資判断情報として有用な情報であると考えられ、かつ、IAS 第 24 号では開示が求められている。<u>また、我が国の現行実務においても、関連当事者との取引の中で開示されているケースがみられる。これらの点を踏まえて、本会計基準では開示を求めることとしている。</u>なお、開示方法については、上記の指摘も考慮して、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができることとしている（<u>第 10 項(8)参照</u>）。
<u>37-2. 2026 年 10 月の金融商品会計基準の改正に伴い、2026 年改正会計基準において、貸倒懸念債権及び破産更生債権等を信用減損債権に置き換える改正を行った（本会計基準第 10 項(8)参照）。</u>	（新 設）
適用時期等 40. 関連当事者の範囲の拡大に伴い、財務諸表作成会社における受入準備が必要であることを考慮して、<u>2008 年（平成 20 年）4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から 2006 年会計基準を適用することとしている。ただし、2007 年（平成 19 年）4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用することもできることとしている。</u>	適用時期 40. 関連当事者の範囲の拡大に伴い、財務諸表作成会社における受入準備が必要であることを考慮して、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から<u>本会計基準を適用することとしている。ただし、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用することもできることとしている。</u>

改正後	改正前
<u>41. 2026 年の本会計基準の改正は、2026 年 10 月の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、2026 年改正会計基準の適用時期は 2026 年 10 月改正の金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本会計基準第 13-2 項参照）。</u>	(新 設)
<u>42. また、2026 年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととした（第 13-3 項参照）。</u>	(新 設)

以 上